**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**28**年**9月号**

**社会保険適用基準拡大に向けて**

今年の10月1日より、厚生年金保険・健康保険の加入基準が拡大され、適用基準の解釈が変わります。

年金事務所による社会保険の適用調査の際にも、チェック基準が変わることとなるため、どのような人が社会保険に加入する必要があるのか、正確に基準を理解しておく必要があります。

　今回のポイントは、大きく分けて下記の２点です。

**①加入対象の拡大について**

**②適用基準の明確化**

**加入対象の拡大**

　現在、１週間の所定労働時間が30時間以上の労働者が、厚生年金保険・健康保険の加入対象となっていますが、本年10月からこの基準が週20時間以上の労働者へと対象が拡大されることとなります。ただし、本年10月から適用対象となるのは、全事業所ではなく、常時500人を越える労働者を使用する事業所のみです。500人以下の事業所につきましては、即座に対象とはなりませんが、数年以内に対象となることが見込まれますので、今のうちから準備が必要となります。

その他の適用基準は下記の通りです。

　　①週の所定労働時間が20時間以上

　　②雇用期間が１年以上見込まれること

　　③賃金の月額が8．8万円以上であること

　　④学生でないこと

　　⑤常時501人以上の企業（特定適用事業所といいます）に勤めていること

**適用基準の明確化**

　次に適用基準について、所定労働時間が常用雇用者の４分の３以上であることが従来の基準となっていますが、この【４分の３】の測り方が変わることとなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 従来の取扱い | 平成２８年10月以降の取扱い |
| 1日または１週の所定労働時間、または１月の所定労働日数が常時雇用労働者のおおむね４分の３以上であること  （実際の都城年金事務所の適用調査の際には、１週間の所定労働時間は加味されていませんでした） | １週の所定労働時間および１月の所定労働日数が常時雇用労働者の４分の３以上  ※月や年で所定労働時間が決まっている場合には年間５２週として１週当たりの労働時間を決定します。 |

　大きく異なるポイントは１つ、【週の所定労働時間】を基準とすることが明確化されたことです。

これまでの適用調査（都城年金事務所の場合）においては、週の所定労働時間が30時間未満であっても、

社会保険の適用基準となるケースがありましたが、週の所定労働時間を基準とすることがはっきりとし、非常にわかりやすい基準となったと言えます。

**保険料率の改定**

　本年9月分の保険料から、厚生年金保険の保険料率が変更されます。

平成２８年９月分～平成29年8月分までの保険料率は下記のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 一般 | 坑内員・船員 |
| 現行 | １７．８２８％ | １７．９３６％ |
| 変更後 | １８．１８２％ | １８．１８４％ |

**10月1日適用の最低賃金が確定しました**

九州各県の最低賃金の引き上げ額は下記の通りです。下記以外の県の最低賃金をお調べの際には、下記記載のURLよりご確認ください。

平成 28 年度　地域別最低賃金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **都道府県** | **最低賃金額** | **発効日** |
| 福　 岡 | 765円 | 平成2８年10月１日 |
| 佐　 賀 | 715円 | 平成2８年10月２日 |
| 長　 崎 | 715円 | 平成2８年10月２日 |
| 熊　 本 | 715円 | 平成2８年10月１日 |
| 大　 分 | 715円 | 平成2８年10月１日 |
| 宮 　崎 | 714円 | 平成2８年10月１日 |
| 鹿 児 島 | 715円 | 平成2８年10月１日 |
| 沖　 縄 | 714円 | 平成2８年10月１日 |

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/>

**―　注目の助成金**

**業務改善助成金**

概要…中傷企業事業主が、企業の生産性向上を図るため、労働能率向上に資する設備・器具の導入を実施し、

　　　事業所内最低賃金を60円以上引き上げる計画を策定・実施した場合に助成されます。

受給額…業務改善のために支出した経費の2分の１の額（30人以下の事業所は４分の３以下）

　　　　上限：100万円

対象となる措置

1. 中傷企業事業主であること
2. 事業所内最低賃金が時給800円未満であること
3. 賃金引上計画および業務改善計画を策定し、業務改善助成金交付申請書を提出し、交付決定を受けた事業主であること
4. 事業実施計画に基づき、賃金改定・業務改善を実施した事業主であること。

（業務改善の経費として、10万円以上の支払いを行うことが必要です。）

**お問い合わせは当事務所まで！**